

旭市看護学生入学支度金貸付条例施行規則

平成 27 年 4 月 1 日

旭市規則第 17 号

改正 平成 28 年 3 月 3 日規則第 3 号

平成 31 年 3 月 29 日規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旭市看護学生入学支度金貸付条例（平成 27 年旭市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(貸付けの申請)

第 3 条 条例第 5 条の規定により入学支度金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人 1 人を立て、旭市看護学生入学支度金貸付申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 申請者及び連帯保証人の住民票の写し
- (3) 連帯保証人の所得証明書
- (4) 推薦書（第 2 号様式）

(貸付けの決定等)

第 4 条 市長は、条例第 6 条の規定により貸付けの適否を決定したときは、旭市看護学生入学支度金貸付決定（却下）通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

(貸付けの実行)

第 5 条 市長は、前条の規定により入学支度金の貸付けを決定したときは、申請者指定の口座に入学支度金を振り込むものとする。

(借用証書の提出)

第 6 条 入学支度金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、

市長が指定する日までに、旭市看護学生入学支度金借用証書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（貸付決定の取消しに係る届出）

第７条 借受者又は連帯保証人は、条例第７条各号のいずれかに該当するときは、当該該当事由を証する書類を添えて、旭市看護学生入学支度金貸付決定取消事由届出書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（貸付決定の取消し）

第８条 市長は、前条に規定する届出があったときは、入学支度金の貸付決定を取り消し、旭市看護学生入学支度金貸付決定取消通知書（第６号様式）により借受者又は連帯保証人に通知するものとする。

（返還に係る届出）

第９条 借受者又は連帯保証人は、条例第８条第２号から第４号までのいずれかに該当するときは、当該該当事由を証する書類を添えて、旭市看護学生入学支度金返還事由届出書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

（返還通知）

第１０条 市長は、前条に規定する届出があったときは、入学支度金の返還を決定し、旭市看護学生入学支度金返還決定通知書（第８号様式）により借受者又は連帯保証人に通知するものとする。

（返還の猶予申請）

第１１条 借受者又は連帯保証人は、条例第９条各号のいずれかに該当し、入学支度金の返還の猶予を受けようとするときは、当該該当事由を証する書類を添えて、旭市看護学生入学支度金返還猶予申請書（第９号様式）を市長に提出しなければならない。

（返還猶予の決定等）

第１２条 市長は、前条に規定する申請があったときは、返還猶予の適否を決定し、旭市看護学生入学支度金返還猶予決定（却下）通知書（第１０号様式）により借受者又は連帯保証人に通知するものとする。

（業務従事に係る届出）

第１３条 借受人は、看護師として医療機関に従事したときは、速やかに、旭市看護学生入学支度金業務従事届出書（第１１号様式）を市長

に提出しなければならない。

- 2 借受人は、看護師として従事する医療機関に変更があったときは、旭市看護学生入学支度金業務従事変更届出書（第 12 号様式）を市長に提出しなければならない。

（返還免除の申請）

第 14 条 借受人は、条例第 10 条第 1 号に該当し、入学支度金の返還の免除を受けようとするときは、当該該当事由を証する書類を添えて、旭市看護学生入学支度金返還免除申請書（第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 連帯保証人は、条例第 10 条第 2 号に該当し、入学支度金の返還の免除を受けようとするときは、当該該当事由を証する書類を添えて、旭市看護学生入学支度金返還免除申請書を市長に提出しなければならない。

（返還免除の決定等）

第 15 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、返還免除の適否を決定し、旭市看護学生入学支度金返還免除決定（却下）通知書（第 14 号様式）により借受者又は連帯保証人に通知するものとする。

（その他）

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 3 日規則第 3 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 13 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

旭市看護学生入学支度金貸付申請書

年 月 日

旭市長

申請者氏名

印

旭市看護学生入学支度金の貸付けを受けたいので、旭市看護学生入学支度金貸付条例第 5 条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、貸付けを受けたときは、同条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、看護師として旭市内の医療機関に 2 年以上就業することを誓約します。

申請人	ふりがな		養成施設名等	大学 学科		
	氏名					
	生年月日及び年齢	年 月 日（満 歳）		所属学年		
	現住所及び電話番号 （住民票の住所）	〒 電 話 （ ）				
	現居所及び連絡先 （実際にお住まいの住所）	〒 連絡先 （ ）				
連帯保証人	ふりがな		職業			
	氏名		続柄			
	生年月日及び年齢	年 月 日（満 歳）	年収	税込	円	
	現住所及び電話番号	〒 電 話 （ ）				
	申請者が貸付けを受ける看護学生入学支度金について、本人と連帯して責任を負います。					
振込 指定口座	金融機関名	銀行 金庫 組合		本店（本所） 支店（支所）	種別	1 普通 2 当座
	フリガナ		口座番号			
	口座名義人					

添付書類

- 1 履歴書
- 2 申請者及び連帯保証人の住民票の写し
- 3 連帯保証人の所得証明書
- 4 推薦書（第 2 号様式）

第 2 号様式（第 3 条関係）

推 薦 書

年 月 日

旭 市 長

養成施設の名称

養成施設の長 ⑩

下記の者は、旭市看護学生入学支度金の貸付けを受ける者として適当と認められますので推薦します。

記

氏 名			
入学年月	年 月	卒業予定年月	年 月
生年月日	年 月 日		第 学年
特記事項			

第 3 号様式（第 4 条関係）

旭市看護学生入学支度金貸付決定（却下）通知書

年 月 日

様

旭市長 ⑨

年 月 日付けで申請のあった旭市看護学生入学支度金の貸付けについて、下記のとおり決定（却下）したので、旭市看護学生入学支度金貸付条例第 6 条の規定により通知します。

記

決 定 番 号	第 号
貸付の適否	
却下の理由	
貸 付 金 額	円

- 教示 1 この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、旭市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、旭市を被告として（訴訟において旭市を代表する者は旭市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 4 号様式（第 6 条関係）

旭市看護学生入学支度金借用証書

年 月 日

旭 市 長

借 受 者	住 所	
	氏 名	⑩

連 帯 保 証 人	住 所	
	氏 名	⑩

旭市看護学生入学支度金貸付条例に基づき貸付けを受けた旭市看護学生入学支度金について、下記金額を確かに借用しました。

なお、連帯保証人は、借受者と連帯して旭市看護学生入学支度金の返還及び延滞利息の支払の債務を負担することを誓約します。

記

借用金額	円
------	---

第 5 号様式（第 7 条関係）

旭市看護学生入学支度金貸付決定取消事由届出書

年 月 日

旭 市 長

借受人（連帯保証人）住所

氏名 ⑩

旭市看護学生入学支度金貸付条例第 7 条に規定する貸付決定の取消事由に該当したので、同条例施行規則第 7 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

決定番号	1 死亡 2 退学 3 辞退 4 その他（ ）
該当年月日	年 月 日

添付書類 該当事由を証する書類

第 6 号様式（第 8 条関係）

旭市看護学生入学支度金貸付決定取消通知書

年 月 日

様

旭市長



旭市看護学生入学支度金貸付条例第 7 条の規定により、下記入学支度金の貸付決定を取り消したので、同条例施行規則第 8 条の規定により通知します。

記

取 消 決 定 番 号	第 号
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	
貸 付 金 額	円

- 教示 1 この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、旭市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、旭市を被告として（訴訟において旭市を代表する者は旭市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 7 号様式（第 9 条関係）

旭市看護学生入学支度金返還事由届出書

年 月 日

旭 市 長

借受人（連帯保証人）住所

氏名 ㊞

旭市看護学生入学支度金貸付条例第 8 条に規定する入学支度金の返還事由に該当したので、同条例施行規則第 9 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

該 当 事 由	1 養成施設を卒業後 1 年 2 月以内に看護師免許を取得しなかった。 2 看護師の免許を取得後、速やかに市内に存する医療機関において看護業務に従事しなかった。 3 返還免除の日前に看護業務外の理由により、死亡し、又は医療機関において看護業務に従事しなくなった。
該 当 年 月 日	年 月 日

添付書類 該当事由を証する書類

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

旭市看護学生入学支度金返還決定通知書

年 月 日

様

旭市長



旭市看護学生入学支度金貸付条例第 8 条の規定により、下記入学支度金の返還を決定したので、同条例施行規則第 1 0 条の規定により通知します。

記

返 還 決 定 番 号	第 号
返還決定年月日	年 月 日
返 還 理 由	
返 還 金 額	円

- 教示 1 この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、旭市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、旭市を被告として（訴訟において旭市を代表する者は旭市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 9 号様式（第 1 1 条関係）

旭市看護学生入学支度金返還猶予申請書

年 月 日

旭 市 長

借受人（連帯保証人）住所

氏名 ㊞

旭市看護学生入学支度金貸付条例第 9 条に規定する入学支度金の返還猶予を受けたいので、同条例施行規則第 1 1 条の規定により下記のとおり申請します。

記

該 当 事 由	1 入学支度金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き養成施設に在学している。 2 養成施設を卒業した後、速やかに市内に存する医療機関の業務に従事している。 3 養成施設を卒業後、看護師の免許を取得していないが、1 年 2 月以内に取得しようとしている。 4 災害、疾病その他やむを得ない事情がある。
該 当 年 月 日	年 月 日

添付書類 該当事由を証する書類

第 1 0 号様式（第 1 2 条関係）

旭市看護学生入学支度金返還猶予決定（却下）通知書

年 月 日

様

旭市長



年 月 日付けで申請のあった旭市看護学生入学支度金の返還猶予について、下記のとおり決定（却下）したので、旭市看護学生入学支度金貸付条例施行規則第 1 2 条の規定により通知します。

記

返還猶予決定番号	第 号
返 還 猶 予 の 適 否	
却 下 の 理 由	
返 還 猶 予 の 期 間	
返 還 猶 予 金 額	円

- 教示 1 この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、旭市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、旭市を被告として（訴訟において旭市を代表する者は旭市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

旭市看護学生入学支度金業務従事届出書

年 月 日

旭 市 長

住所

氏名 ㊞

私は、下記医療機関において看護師として従事しているので、旭市看護学生入学支度金貸付条例施行規則第 1 3 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 医療機関の名称

2 医療機関の所在地

3 就業年月日 年 月 日

上記相違ないことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称

医療機関の長 ㊞

第 1 2 号様式（第 1 3 条関係）

旭市看護学生入学支度金業務従事変更届出書

年 月 日

旭 市 長

住所

氏名 ⑩

看護師として従事する医療機関に変更があったので、旭市看護学生入学支度金貸付条例施行規則第 1 3 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 変更前

(1) 医療機関の名称

(2) 医療機関の所在地

(3) 退職年月日 年 月 日

2 変更後

(1) 医療機関の名称

(2) 医療機関の所在地

(3) 就業年月日 年 月 日

上記相違ないことを証明します。

年 月 日

変更後の医療機関の名称

変更後の医療機関の長 ⑩

第 1 3 号様式（第 1 4 条関係）

旭市看護学生入学支度金返還免除申請書

年 月 日

旭 市 長

住所
氏名 ⑩

旭市看護学生入学支度金貸付条例第 1 0 条の規定により入学支度金の返還の免除を受けたいので、同条例施行規則第 1 4 条の規定により下記のとおり申請します。

記

該 当 事 由	1 養成施設を卒業した日から 1 年 2 月以内に看護師の免許を取得し、速やかに医療機関において看護業務に従事し、当該従事期間が 2 年に達した。 2 1 の従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった。
該 当 年 月 日	年 月 日

添付書類 該当事由を証する書類

第 1 4 号様式（第 1 5 条関係）

旭市看護学生入学支度金返還免除決定（却下）通知書

年 月 日

様

旭市長



年 月 日付けで申請のあった旭市看護学生入学支度金の返還免除について、下記のとおり決定（却下）したので、旭市看護学生入学支度金貸付条例施行規則第 1 5 条の規定により通知します。

記

返還免除決定番号	第 号
返 還 免 除 の 適 否	
却 下 の 理 由	
返 還 免 除 金 額	円

教示 1 この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、旭市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、旭市を被告として（訴訟において旭市を代表する者は旭市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。